

熊本県公報

第 1 1 2 0 0 号
平成 16 年 12 月 1 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 都市計画法の事業認可……………(下水道課) 1
 - 森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度……………(森林保全課) 1
 - 平成16年度熊本県薬事審議会の開催……………(薬務課) 2
 - 平成16年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(財団法人不動産適正取引推進機構) 3
 - 熊本県特用林産振興協議会の開催……………(熊本県特用林産振興協議会) 5

告 示

熊本県告示第1157号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 鏡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 鏡都市計画下水道事業鏡公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和55年熊本県告示第888号、昭和62年熊本県告示第247号、平成3年熊本県告示第263号、平成8年熊本県告示第85号、平成11年熊本県告示第252号及び平成13年熊本県告示第198号により告示した事業地に、鏡町大字有佐字本名、字古屋敷、字高村、字宮下、字龍子及び字久保、大字下有佐字田中、字西吉門、字東寄田、字二反田、字西寄田、字寄田、字榎町及び字高月並びに大字上鏡字北松本、字松本、字西正真、字西高田、字立山、字高田、字久保川原、字中次、字大力及び字島松を加え、大字上鏡字浜無田、大字下有佐字西田中、字北寄田、字南桑本及び字深町並びに大字有佐字高月地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間
昭和55年11月13日から平成20年3月31日まで

公 告

熊本県公告第906号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成16年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第4回分としての森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成16年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	808.42
	菊池川土砂流出防備保安林	107.03